文 教 厚 生 委 員 会 記 録 <第2号>

平成22年第6回沖縄県議会(12月定例会閉会中)

平成23年1月31日(月曜日)

沖 縄 県 議 会

文 教 厚 生 委 員 会 記 録<第2号>

開会の日時

年月日 平成23年1月31日 月曜日

開 会午前10時2分散 会午前11時42分

場所

第2委員会室

議題

法律第24条の2の規定に基づく沖縄県 教育委員会の職務権限の特例に関する

条例

出席委員

委員長 赤嶺 昇君

副委員長 西銘 純恵 さん

委 員 桑 江 朝千夫 君

委 員 佐喜真 淳 君

委 員 中田弘毅君

委 員 翁長政俊君

委員 仲村未央 さん

委 員 渡嘉敷 喜代子 さん

委 員 上原 章君

委 員 奥平一夫君

委員 比嘉京子さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

教 育 長 金 武 正八郎 君 長 前原昌直君 総 務 課 保 健 体 育 課 長 渡嘉敷 通 之 君 文 大城 慧君 化 課 長

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

平成22年第6回議会乙第7号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例を 議題といたします。

なお、本議案は、平成22年12月定例会に提案されましたが、慎重に審査及び 調査する必要があるとの理由で閉会中継続審査となった議案であります。

本日の説明員として教育長の出席を求めております。

これより、平成22年第6回議会乙第7号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

なお、本議案については前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 本議案につきまして、前回以降の新たな事実に基づく御

説明はございません。

なお、1月14日の本委員会において、渡嘉敷委員から博物館や美術館を知事が担当している都道府県の数や知事部局の担当部について御質疑がありましたので、これにつきましては改めて調査し、資料をまとめましたので御参照ください。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

次に、平成22年第6回議会乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 前回の質疑を踏まえて私がお尋ねしたいのは、社会教育とい うものを文化、スポーツということで知事部局に教育委員会から移すというこ とが、ある意味では本当に教育の立場を放棄していくというものになるのでは ないかというところでとても懸念をしております。総務企画委員会も同じよう に部の改編ということで審査をされていますけれども、総務企画委員会で兼島 総務部長が部の改編―この観光商工部の中に文化、スポーツを入れる理由を問 われて、今の観光に求められているもの等々を含めて、文化面、スポーツ面を 取り出して、そこを観光のほうに付加したほうがより機能するということで、 明確に観光と文化、スポーツということで言っているのですよ。ですから、そ れと連動した形で教育委員会から文化、スポーツを知事部局にという議案が出 されてきたものと私は思っているのですけれども、これまでの質疑の中では保 健体育課が担ってきたほとんどのスポーツの関連について、知事部局に行った ほうがいいというような答弁をずっとなされているのですけれども、私は、社 会教育という立場で、やっぱりもう少し議論を深めたいと思ってお尋ねします。 社会教育法の中で教育委員会がやる仕事といいますか、どのようにとらえてい らっしゃるのか、まず先にお尋ねします。

○金武正八郎教育長 社会教育は幅広くございますけれども、スポーツと文化に関しましては、スポーツの分野に関しましてはすべての人々がスポーツの機会を確保して、そして安全に、公正にスポーツを行うような環境を整備していくということがスポーツの運用に求められていることではないかなと思っております。それから、文化面では文化、芸術の振興の意義の面から人々が心豊か

な生活を実現する上で文化というものは不可欠でもありますし、何ものにもかえがたい心のよりどころであり、国民全体の社会的財産でもありますので、そういう文化、スポーツをすべての人たちが共有し、そしてそれを生かして自分の人生の糧にしていくという形をしていってもらうのが、社会教育の大きな流れではないかなと思っております。

- ○西銘純恵委員 今回、知事部局に移管されるこの文化、スポーツに関する具体的な事務ですが、どのようなものですか。
- ○渡嘉敷通之保健体育課長 現在、保健体育課が取り組んでいる学校教育としては学校体育に関すること、学校保健、学校安全、学校給食、学校衛生団体及び学校給食団体に関すること等を含めて、それから沖縄県中学校体育連盟、沖縄県高等学校体育連盟及び沖縄県高等学校野球連盟高という学校体育団体の活動をすることについては教育委員会のほうで現在と同じような形で取り組んでいくということでございます。それ以外の社会体育面あるいはプロスポーツ面、施設面については移管をして、県として取り組んでいくという方向に行くかと思います。
- **〇西銘純恵委員** 私がお尋ねしたかったのは学校教育の残る部分ではなくて、 知事部局に引き渡す部分がどういう仕事なのかということをお尋ねしたのです よ。
- ○金武正八郎教育長 現在、保健体育課が行っている業務には、学校体育、生涯スポーツ、競技スポーツ、社会体育施設の大きく分けてこの4つの業務がございます。その中に学校体育を除く生涯スポーツー全国スポーツ・レクリエーション祭の派遣とか、沖縄県スポーツ・レクリエーション祭の開催とか、それから競技スポーツは国民体育大会の派遣、全国大会、九州ブロック大会の派遣等ございます。社会体育施設につきましては、奥武山総合運動公園の管理とかそういうものを移管することになっております、スポーツの面です。
- ○大城慧文化課長 文化の場合ですけれども、1つは芸術文化に関することです。それから県立博物館・美術館に関すること、それから著作権に関すること、それと文化振興に関することのこの4つを新しい知事部に事務委任をするということにしています。

○西銘純恵委員 社会教育法でやるこの社会教育ということは、具体的に市町 村のやる仕事ということで明記されていて、県の教育庁もそれを保管していく といいますか、それを振興していく責務があると思うのですよ。今、前から説 明はされているこの知事部局と比較する表というものでは具体性がなくて、具 体的に市町村のこの社会教育をどのようなものかというのは、社会教育法では 明確に19項目明記されているのですよ。だから、そこについて具体的に私は質 疑をしたつもりなのですけれども明確に出てこなかったものですから、その部 分の県の教育委員会がそれを見ていくということを19項目について、例えば社 会教育に必要な援助を行うこととか、援助を行うということは財政面とかいろ いろ来るわけですよ。実際、それが知事部局に移されて、県の教育委員会がや らないということがどのような弊害が出てくるのかということも検討されたの かどうか、事例としてですよ。そういうものをお尋ねしたいのですよ、援助を 行うこと。先ほど教育長が、スポーツに関してはすべての人が安全に教育を行 っていくとか、文化についても国民全体の社会的財産をということで、やっぱ り国民、県民の権利としての、そういう広い文化やスポーツをおっしゃったの ですよ。でも先ほど私が指摘したように、総務企画委員会の中で兼島総務部長 は、観光とスポーツと文化を観光に付加するという答弁しかやっていないので すよ。ですから、教育長がおっしゃった生涯学習とかそういうもろもろの―先 ほど答弁されたことが、移管される知事部局では継承される保証はないのでは ないか、そこをとても危惧していますが、具体的にどのように教育委員会がや ってきたものを知事部局がすべて引き受けて、予算的にも、そして市町村の教 育委員会との関連もきちんとやりますということの担保がどこにあるのか、そ こをお尋ねしたいのですけれども。

○金武正八郎教育長 懸念されることですけれども、今、教育庁の保健体育課にありますスポーツ振興班が、そのまま財政的な部分も、それから機能もすべて移管をして、向こうで活動していきます。ですから、これまでのものがしっかりと引き継がれていくものだと私たちは認識しております。

○西銘純恵委員 社会教育法の中で教育委員会がやっている図書館の設置、そして県立博物館・美術館について2点だけお尋ねしたいのですけれども、この図書館についてはどちらが知事部局に移りますか。

〇金武正八郎教育長 これは従来どおりでございます。特に、知事部局に移る ことはございません。今回、移管の予定は今先ほど申し上げましたスポーツの 分野と文化の分野でございます。

- **○西銘純恵委員** 文化に関する事務移管のところで、図書館に関する記述がありますか。
- ○金武正八郎教育長 ございません。
- ○西銘純恵委員 現行と移管後ということでの表があるものですから、移管する、しないというのが明確に一移管しないということで記述がないのであれば、ほかにも漏れといいますか、現行と移管後の表としては不十分ということになりませんか。
- ○前原昌直総務課長 今回、県が移管する根拠が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条 2 項でございまして、その中にはスポーツに関すること、 先ほども申しております学校体育に関することです。そして文化に関すること、 文化保護に関することを除くと。この 2 つでございますので、社会教育関係の ものについてはございません。今回の条例からは対象外でございます。
- **○西銘純恵委員** そうしますと、社会教育に関するのはないと言われましたけれども、博物館・美術館についても社会教育法の中で定められている、法律ですよね。この博物館・美術館がどうしてまた知事部局に行くのですか。
- **〇前原昌直総務課長** これは今回、条例とは別に教育委員会と知事のほうで協議をしまして、事務委任をしたいということです。
- **○西銘純恵委員** 社会教育法に関することは知事部局には移管しない。だけれども、この県立博物館・美術館に関しては知事との話でできるという意味が理解できないのですよ。社会教育に関するのは移管はしませんよと、すべて教育委員会がそのまま担いますよという意味でおっしゃったのか、どうなのか。
- **○前原昌直総務課長** 基本的なことは教育委員会が所管します、条例も含めてです。その中でこの管理運営については、知事のほうに事務委任をしたいということでございます。
- ○西銘純恵委員 県立博物館・美術館なのですけれども、知事に事務委任をす

るというところでずっと収益性とか入館者の問題で論議がされてきたのですけれども、博物館法の中では、入館料についてはどのように定められているのですか。そして、県立博物館・美術館が1年間―去年1年間でも結構なのですけれども、入館者に関して入館料を取った事例と、無料でやった事例、それについてお尋ねします。

- ○大城慧文化課長 平成19年度の有料入館者数が14万351人です。無料のほうの入館者数が4万3198人となっております。それから平成20年度ですけれども、有料入館者数が19万8644人、無料入館者数が8万6026人でございます。それから平成21年度の有料入館者数が12万337人、無料入館者数が6万928人でございます。平成22年度の有料入館者数が7万6956人、無料入館者数が3万3814人でございます。これはまだ年度の途中でございます。
- ○西銘純恵委員 有料の収益の合計額は幾らですか。
- **○大城慧文化課長** 申しわけございません、手元に今資料がございません。後で出したいと思います。
- O西銘純恵委員 資料がないでは困るのですよ。博物館法の中で─図書館もそうですよ。社会教育法のもとで入館料は取らないということで、博物館法第23条、そこの運用─法について皆さんはどのように考えていらっしゃるか。そして入館料の問題が増額になっているのか、入館料を取らない方針できたのか、そこら辺も見解を伺いたいと思います。入館料について博物館法第23条で述べていますよ、規定していますよ。
- ○大城慧文化課長 ただいまの博物館法第23条でございますけれども、公立博物館の場合は入館料、その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならないということであります。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情がある場合は必要な対価を徴収することができます。それで条例とか法の改正につきましては、これは教育委員会が従来どおり所管をするということになっていますので、教育委員会のほうでそういったものに対処するということになっております。
- ○西銘純恵委員 入館料徴収が既に人数的に無料入館者より数倍にもなっているという、2倍以上なっているということを見ても、やっぱり県立博物館・美

術館も、公立博物館も設置をしたという趣旨―前回に質疑をしたときに、条例 に定める博物館の目的というのはやっぱり沖縄県の知的財産ですよ、それを収 集して保管していくと。そして県民に広く、公衆に公開していくということの 条例設置の目的から言って、やっぱりみんなに無料で見せていくというのが博 物館の設置の目的だとおっしゃったわけですよ。ですけれども、この法にいう 維持運営のためにやむを得ない事情でしか入館料を徴収できないということに 照らしても、今、有料入館が多くなっていると。これは開館当時からかはわか らないのですけれども、無料で入館者をふやしていく努力そのものがとられて いないとしか思えないのですよ。だから従来どおり教育委員会が担いますと言 っても、知事部局は観光と絡めて収益を上げるということであれば、確実に有 料入館を誘導していくということしか想定できないし、さもなくば学芸員等の 経費を落としていく、こういう皆さんの経費を落としていくというところに向 くのではないのかということをとても危惧するわけですよ。ですから、そこに ついて教育委員会が管理運営を指定管理に任せてやっているし、知事部局が絡 んでくるということについてはもっとそれがひどくなるといいますか、そうい うことになってくるのではないか、そこについて見解を求めたいです。

○金武正八郎教育長 今回、県立博物館・美術館に関しましては、知事のほう から知事部局で事務を受任したいという要望がありまして、それを検討した結 果、私たちは次の理由で事務委任をしてもいいと考えております。まず1つは、 これまでの県立博物館・美術館が取り扱っていた設置目的をしっかり踏まえて いただくと。これからその文言も調整していきますけれども、設置目的をしっ かりやる。それから有料、無料も今、小学校、中学生は無料でございます。そ れから70歳以上も無料でございます。有料にするか、無料にするかについても しっかりと教育委員会がこれまでやっていたようにやっていただくことと。そ れに変更があればしっかりと事前に教育委員会と調整をしていただきたいと、 そういうことで進めてまいります。ですから、これまでの教育委員会が行って いたことについてはしっかりと守っていただくと。しかし、これから求められ ている、例えば文化、芸術の地域振興とか観光産業等への活用とか、そして大 きなことは文化発信、国際文化交流の充実として、やっぱり県立博物館・美術 館の充実が求められております。そういう部分を強化する意味で、知事部局に 私たちは事務委任をするわけです―移管ではございませんので。事務委任をし て、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例とかそういうものに ついては私たちのほうでしっかりと調整をしていって、本来の社会教育の目的、 そして設置目的をしっかりと踏まえられたような形で運営をした上で、文化発

信、国際文化交流の充実に向けて県立博物館・美術館が取り組んでいくことを 期待して、今回、事務委任を私たちとしては考えているところでございます。

○西銘純恵委員 今の教育委員会がやっていた文化、スポーツを移すということについて、知事部局のほうがよしという判断をなされたということなのですけれども、今の政権─民主党が2009年の政策集で、地方の教育委員会を発展的に改組した教育監査委員会を創設し、教育行政の責任を首長に移管するという政策を発表していますが、これについては承知していらっしゃいますか。

〇金武正八郎教育長 そういう議論が今されているということは承知しております。

○西銘純恵委員 これは教育委員会のそもそも─戦後教育、教育委員会設立当 時は公選制教育委員会として出発したと思うのですけれども、その教育委員会 の行政から独立したという大事な部分も含めて、教育委員会をなくして知事部 局にしていくということは、今後の教育行政においてもとても大きな問題があ るのではないかと私は思っているのですよ。それで、1つは教育委員会が廃止 されたときには、結局は時の首長によって、知事によって、考え方次第で左右 されるわけですよ。そして教育が政治から中立だと、戦争に教育が丸ごと一第 二次世界大戦前、戦争への道を歩んでいった、そこの加担をしてきたというこ とを反省して、教え子に再び銃を持たさないということで戦後教育が出発した という教育委員会の制度、そこが首長に移管すると。言えば、知事の部分に、 政治の中に解消されていくということの流れの中で、今の文化、スポーツが知 事部局にという部分を見た場合にやっぱりそこは教育委員会の解体につながる のではないか。教育行政が違う部局にというのは大事な側面も持っているので はないかというところで、もっと議論が必要なのではないか。拙速にこういう 結論を出していくということが、今後の大きな問題をはらんでいないかという ことをとても危惧しているのですけれども、それについて教育長の見解を伺い たいのですけれども。

○金武正八郎教育長 西銘委員がおっしゃるように、教育委員会のあり方について、全国知事会のほうからそういう話がいろいろな形で上がっていることは承知しております。しかし、また全国教育長協議会等でも、これのあり方についてのいろいろな賛否がありまして、今議論をしているところでございます。これから、いろいろな形で教育委員会のあり方については、今後、いろんな方

々の御意見とかそういうので議論をされて、またいろいろと変わっていくので はないかなと私は思っております。ただ、今回の県立博物館・美術館に関しま しては、文化に関する移管とか、委任とかに関しましては、これまで文化芸術 活動に関する効果的な支援とか、それからその文化芸術を創造し、支える人材 の充実とか、それから子供や若者を対象にした文化芸術振興の充実とか、そし て文化芸術の次の世代の確実な継承とか、そういうのにつきましては私たち教 育委員会としましても、知事部局の文化振興課と共に連携をとりながら、お互 いに事務分掌もしながら進めてきましたけれども、特に文化芸術の地域の振興 とか、観光産業の振興への活用、それから特に県立博物館・美術館が持ってい る文化的な財産ですがそれを文化発信する。交流拠点としての活用、そういう 面が今求められております。そういう面で、そういう視点で考えますと、やっ ぱり教育委員会が持った場合、教育委員会としての視点を中心にして生かされ て運営していきますけれども、やっぱりこれからはこういう文化発信とか、国 際交流とか、それから地域への振興とか、観光、産業振興へのそういう視点も 必要だということで、やっぱり自治体全体として取り組むことが、沖縄の文化 芸術をさらに振興させるためには望ましいのではないかなと考えて、今回、知 事のほうから事務委任について要望がありましたので、検討した結果、私たち としては事務委任をしてもいいということになっております。ですから全国の 流れも、教育委員会に対する流れもありますけれども、今回の委任に至った考 えは、やはり先ほども申し上げました国際交流とか、文化発信とか、地域振興 とか、観光、産業振興への活用等が今求められておりますし、今後ますます必 要だと考えて、より発展的に考えて、やっぱりそのほうが望ましいと思って、 今回、知事部局に事務委任することに同意することを考えているわけでござい ます。

○西銘純恵委員 私は、教育長がそういう答弁をされていますけれども、結局は教育に関する予算措置も、考え方は受益者負担ということで、先ほどの県立博物館・美術館だって入館料を徴収ということで、もっとそういう部分が強くなってくるだろうということも危惧するし、そしてプロスポーツももちろん重要なのですけれども、やっぱり県民全体のスポーツ一生涯スポーツも含めて、地域でやっているこのスポーツをどう権利として拡充していくかとか、文化についても、地域でのこういう文化的な、県民的なものをどう拾い上げていくかというのはやっぱり教育予算をしっかりと拡充してこそできていくわけですよ。ボランティアでどうぞなんて言ってもできるはずありませんし、そういう意味では予算上の面からも、結局は教育という観点を抜いて知事部局にという

ことであれば、今は予算がないから文化の予算を削ろう、そしてスポーツを削ろうという真っ先に削られる分野になるということもあわせて、私はこれは重大問題だと思っておりますので、やっぱり教育委員会としても、ぜひ教育長としてもしっかりと今後の教育行政のあり方を議論していただきたいと。私は、この議案については、突破口となる教育を政治から独立した教育行政というのが政治の中に組み込まれていくということも危惧して、反対ということを表明して質疑を終わらせていただきます。

- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
 渡嘉敷喜代子委員。
- ○渡嘉敷喜代子委員 先ほど教育委員会から示された資料によりますと、滋賀 県と大阪府だけが知事部局の管轄の課が違っています。そのあたりの経緯はわ かりますか。最初からそうだったのか、後でそういうことになったのか、その あたりがわかりましたら説明をお願いします。
- ○金武正八郎教育長 滋賀県の滋賀県立琵琶湖博物館は琵琶湖環境部でございます。それから大阪府の大阪狭山池博物館は都市調整部、それから青森県の青森県立美術館は商工労働部となっておりますけれども、詳しい事情は把握していませんけれども、各都道府県の事情とか判断によって、それぞれの実情に応じて担当部局を担当していると思います。
- ○渡嘉敷喜代子委員 今問題になっているのは、博物館を知事部局に移管するときに博物館法があって、その部分は教育委員会に残すと。そして、事務委任だけをするというようなとても変則的なやり方なのですよ。ですから、この2件については最初からそうだったのか、あるいは途中で分かれていったのか、博物館法はどのように取り扱われたのかということが少し気になるものですからお尋ねしているのですが、そのあたりはわかりませんか。
- ○金武正八郎教育長 前回、指摘がありましたのでアンケート調査で確認した 範囲でお答えいたしますけれども、知事部局が最初から設置した都道府県がご ざいます。最初から教育委員会ではなくて、知事部局で設置したところもござ います。14都道府県でございます。それから、事務委任をしたところが7県ご ざいます。群馬県、富山県、三重県、滋賀県、島根県、広島県及び香川県、こ れは教育委員会から事務委任をしたということでございます。最初から知事部

局で設置したところは14都道府県、青森県を初め鹿児島県、東京都等がございます。そうなっております。

- ○渡嘉敷喜代子委員 教育委員会から移管したということではなくて、最初から知事部局にあってもそれは構わないのですよ、それぞれの部署があっても。 その博物館と美術館が最初からこの2県については設置されたものなのか、あるいは途中で移管されたものなのかということが大事なところなのですよ、博物館法のことが今気になっているものですから。そのあたりの説明ができるのか。それからもう一つ、今23県についての資料ですけれども、それ以外の他都道府県については、これは23県になりますか、これはすべて教育委員会が管轄しているものですか。
- ○金武正八郎教育長 今、23県ありますけれども、あと2県は補助執行という 2県がございます。事務委任ではなくて補助執行でやっている県が2県ござい まして23県です。それ以外の博物館につきましては、教育委員会がやっている ということでございます。
- **○前原昌直総務課長** 滋賀県につきましては、教育委員会所管で事務委任をしていると。そして大阪府のほうは知事のほうでやっているという形になります。 確認はとれませんけれども、設置は知事でございます。
- ○渡嘉敷喜代子委員 先ほど、教育長の答弁の中でも事務委任だけをやっている県が7県あるということと、それから今回の滋賀県についても教育委員会のほうから委任されたという形になっていますけれども、そのことについて、では博物館法についてはどういう取り扱いをされたのか、条例改正でもされたのか、そのあたりをお願いします。
- ○金武正八郎教育長 これは事務委任をしましたので、事務委任という形で条例とかそういうものは触れていないと思いますけれども、お互いに協議をして、例えばこれまでの取り組みについてもどうやるとか、そういうことをお互いに事務委任する上で、いろいろなこれまでにやったことを継続できるような形にするために、細かいことを定めていくということでございます。
- ○渡嘉敷喜代子委員 その事務委任をされた県が7県あるということですけれ

ども、そのことによって不都合とかというのが出てきたのかどうか、そのあたりまではわかりますか。

- **〇前原昌直総務課長** それについては調査しておりません。
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
 比嘉京子委員。
- ○比嘉京子委員 先ほどから問題になっているのは、この文化の部分での両方にまたがる今の事務委任をするということで、私が今少し判断に困っているのは、先ほど踏み込んだ発言で知事部局との設置目的にそぐわないというか、設置目的にある意味で踏まえていただくということを大前提にあるわけですが、それを変更することがあれば協議をして決めるのだというお話が先ほどの答弁でありました。ですから、どこまで、だれが、どのぐらいの、どんな決定権があるのか、協議の内容一協議書の交わす内容が全く見えていないものですから。すべてある意味で、事務や、例えば文化振興に関する発信であるとかそういうようなことであって、基本的には運営に関して、決定権は最終的には皆さんにあるという理解でよろしいのですか。例えば、どういう内容の協議書がつくられて、今皆さんが懸念しているのはその中身が見えないからああなるのではないか、こうなるのではないかと。先ほどの入館料も含めてそういう懸念があるのだろうと思うのですよ。私もその材料がないので、非常に判断がしづらいなと、協議書の中身です。そして、最終的には決定権はどこにあるのですかというようなことが見えればいいのかなと思いますけれども。
- **○前原昌直総務課長** 法律とか条例に基づく最初の権限というのは、教育委員会にございます。
- **〇比嘉京子委員** そうすると、先ほどほかの委員からもありましたように、入館料等の問題になる場合においても皆さんが決定をするということでよろしいですか。
- **〇前原昌直総務課長** そのとおりでございます。
- **〇比嘉京子委員** 皆さんはこの話が来たときに一部の事務を委任するわけですけれども、連携等に皆さんとしては支障がないだろうという判断をされたと理

解してよろしいのですか。

- **○金武正八郎教育長** これまでのものをしっかりと維持していただいて、機能とか役割を維持していただいて、先ほども申し上げましたようにこれから求められております地域振興、観光、それから産業振興等の活用、それから文化発信、国際文化交流の充実に向けてするものと私たちは思っております。
- **〇比嘉京子委員** 保存継承に関して、今の一部の事務委任をすることによって、皆さんとしては連携にも問題がないと。決定権は皆さんの手の中にあると。そうすると、保存、それから継承等について、今後、むしろ力が入れられるのだというように理解していいのですか、変わらないのですか。
- ○金武正八郎教育長 文化財の保存、継承に関しましては、これまでどおり文化課のほうで行います。ですから博物館に関しましては、これまでの役割、博物館の歴史、芸術、民俗、産業、自然、科学等に関する資料、そういうのを収集して保管をし、展示をするというのが県立博物館・美術館の役割です。そして調査研究、レクリエーション等に資するための必要な事業を行うと。これがこれまでの博物館法で定められた設置目的ですので、それをしっかり行っていただくと。先ほどお話がありました文化財に関する保存、継承につきましては文化課のほうで行います。
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 仲村未央委員。
- 〇仲村未央委員 確認なのですが、先ほど来何度も繰り返しやっているのですけれども、今の県立博物館・美術館のことについて言えば、事務委任をすることで事務が煩雑になったり、あるいは後退したりとかそういった懸念はないですかということなのですよ。これについては教育委員会から事務が知事部局に移る。そして、その中での文化の取り扱い全般についてもこの間の委員会でも申し上げましたが、そういった観光との関連で、非常に集客性やエンターテインメント性が薄い部分が後退しないかということの懸念の中で、この県立博物館・美術館の問題については文化財の保護や、保存や、調査、こういったことが後回しになるのではないかという懸念についてどうですかということを前回も教育長にお尋ねしましたが、そこはどのように考えていらっしゃるのか。整理をされて答弁を求めたいと思いますが、いかがですか。懸念はないですか。

○金武正八郎教育長 これまで県立博物館・美術館の指定管理者、そして県の 教育委員会から出向した方々の業務、それについてはこれまでどおり維持をし て行います。文化財の保存継承に関しましては、これまでどおり文化課のほう でやります。先ほど申しましたように、その県立博物館・美術館がやっている 設置目的についてはしっかりと条例にあるように守って、そこでやっていただ くと。そこにいる職員もこれまでどおり継続していただくと。それに、さらに プラスアルファとして今求められている、先ほど申し上げましたようにとにか く文化発信とか、国際文化交流とか、そう求められていますので、そういうも のをさらに文化振興課のほうで、さらにそこにプラスアルファをして、その地 域振興とか、観光とか、産業振興等にまた結びつけていただきたいということ に私たちは期待があって事務委任をするわけです。ですから、また県立博物館 ・美術館に関しましては、それの運営のあり方について検討する委員会が、有 識者の会議がございます。その中で、今の運営のあり方が、博物館の設置目的 にふさわしくないという指摘があればそれを受けて、またさらに教育委員会と してはそれを議論したりして取り組んでいきたいと思います。ですから、移す ときに事務的なちょっとしたことが最初あると思いますけれども、私としては 長い目で見ると。やはり文化振興の意味ではやっぱり県立博物館・美術館がさ らに海外にも、県民のものとしてやるためにも、文化振興課のほうでしっかり とまとめていただいて、その中に私たちが一ただ向こうにありつけるのではな くて教育委員会も一緒にそこに行きます。ですから、そこにいる学芸員の皆さ んは多分もうほとんど教育委員会から出向して交流をします。学校にもたくさ ん職員がいますので、これまでどおりいくと思います。そういう期待を込めて、 今回、事務委任をしたいと思っております。

〇仲村未央委員 今おっしゃった点については、知事部局は知事を先頭に、それは教育長、教育委員会等しっかりと共通認識を持って、今、取り組んでいると理解をしてよろしいですか。

○金武正八郎教育長 これにつきましては、今回の議案とは別個なのです。別個ですから、これから協議書を実際に知事部局とやりますので、その中でしっかりと明確に詰めていきたいと思います。今回の議案と県立博物館・美術館の移管とは別個ですので、今後、お互いのほうでしっかりと詰めていきたいと思っております。

- **〇仲村未央委員** 聞いている趣旨は、その事務のお話の個々の問題ではなくて、全体のとらえ方としてその文化に対する姿勢とかを、教育長と知事との間できちんとそこは共通認識を持って進んでいますかということが前回の質疑だったわけですよ。これについては、そのようになされていると答弁をいただきたいわけですよ。それはいかがですか。
- ○金武正八郎教育長 これはこれまでも知事部局の文化振興課と文化課と、いろいろとお互いに情報交換をしてしっかりと理解はしているつもりですし、また文化、芸術の振興に対する基本的な考え方というのも引き継ぐ中でしっかりと伝えて、お互いにまた協議書の中に盛り込んで、文化振興に対する基本的な方針がしっかりと引き継がれて、さらによりよいものになるように私たちとしては取り組んでいきたいと思っております。
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、平成22年第6回議会乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。 説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。 休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議案の質疑については、すべて終結し、採決を残すのみとなっております。 休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決について協議。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

平成22年第6回議会乙第7号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の 採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

- ○西銘純恵委員 休憩をお願いいたします。
- ○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から委員長報告に反対理由を記述すると本会議での討論を行わないとの提案があったが、協議した結果、委員長報告に反対理由を記述しないことを確認した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、平成22年第6回議会乙第7号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

〇赤嶺昇委員長 挙手多数であります。

よって、平成22年第6回議会乙第7号議案は、原案のとおり可決されました。 次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきまして は、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 赤嶺 昇